

大阪南消防広域化協議会規約

第1章 設立に関する基本的事項

(名称)

第1条 この協議会は、大阪南消防広域化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の設置)

第2条 柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村（以下「関係市町村」という。）及び柏原羽曳野藤井寺消防組合における、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第31条に規定する消防の広域化について協議を行うため、協議会を設置する。

(協議会の構成団体)

第3条 協議会の構成団体は、関係市町村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 消防広域化に係る調査研究に関する事項
- (2) 法第34条の規定に基づく広域消防運営計画の作成に関する事項
- (3) その他消防広域化に関し必要な事項

第2章 組織

第1節 協議会

(協議会の組織)

第5条 協議会は、委員8名をもって組織する。

- 2 委員は、関係市町村の長をもって充てる。
- 3 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 協議会には、協議会の事務に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(協議会の会長等の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、消防広域化の協議に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長がこれを招集する。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理人を出席させることができる。
- 4 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を副会長及び委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

第2節 幹事会

(幹事会の組織)

第10条 協議会に付すべき事項に関する協議及び調整を円滑に推進するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 関係市町村の総務、財政、企画、防災、人事等を所管する部長等
 - (2) 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の消防長
 - (3) 富田林市消防本部の消防長
 - (4) 河内長野市消防本部の消防長
- 3 幹事会には、幹事会の所掌事務に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(幹事会の所掌事務)

第 11 条 幹事会は協議会に提案する事項の協議及び調整を行い、専門部会の活動の進捗管理等を行う。

(幹事会の役員及び運営)

第 12 条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、協議会の会長が指名する。

3 第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は幹事会の運営に準用する。

第 3 節 専門部会

(専門部会の組織)

第 13 条 幹事会の補助組織として、専門的事務の整理を行い、効率的かつ円滑に協議を進めるため、専門部会として総務部会、財政部会及び消防部会を置く。

2 専門部会は、消防本部の次長級職員等及び次条に規定する所掌事務を所管する構成団体の課長級職員等をもって組織する。

3 専門部会には、専門部会の所掌事務に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(専門部会の所掌事務)

第 14 条 専門部会は、次に掲げる事務を調査及び研究する。

(1) 総務部会 広域消防運営計画、広域化に必要な法規整備、職員の身分・給与、福利厚生等の専門的な事項及び他の部会に属さない事項

(2) 財政部会 広域化に伴う財政負担の割合、財政計画、予算編成、財産の取扱い等の専門的な事項

(3) 消防部会 消防本部・署の機構、勤務形態、予防・通信・警防・救急業務等の専門的な事項

(専門部会の役員及び運営)

第 15 条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、専門部会員の互選により選出する。

3 第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、専門部会の運営に準用する。

4 部会長は、必要に応じて、専門部会内に作業部会を設けることができる。

5 部会長は、専門部会間における調整等のため、必要があると認めるときは、専門部会合同会議を開くことができる。

6 その他専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第4節 協議会等事務局

(事務局)

第16条 協議会、幹事会及び専門部会（以下「協議会等」という。）の事務を処理するため、協議会等に事務局を置く。

2 協議会等の事務局は、柏原羽曳野藤井寺消防組合、富田林市消防本部及び河内長野市消防本部の職員をもって組織する。

3 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(事務局の所掌事務)

第17条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会等の運営管理及び構成団体間の連絡調整に関すること。
- (2) 協議会等の事務に係る資料の作成に関すること。
- (3) 協議会等の会議に関すること。
- (4) 協議会等の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項

第3章 補則

(経費)

第18条 協議会に要する経費は、構成団体が協議して負担する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和4年5月12日から施行する。